

点検、回収、充填に関して、十分な知見を有する技術者

資格の種類

資格の種類は次のとおりです。

- ・第一種 冷媒フロン類取扱技術者（点検・回収・充填）（認定団体：(一社)日本冷凍空調設備工業連合会）
- ・第二種 冷媒フロン類取扱技術者（点検・回収・充填）（認定団体：(一財)日本冷媒・環境保全機構）

名称	冷媒フロン類取扱技術者					
	第一種 冷媒フロン類取扱技術者			第二種 冷媒フロン類取扱技術者		
業務及びその対象	点検	回収	充填	点検	回収	充填
	◎ 全ての機器	◎ 全ての機器	◎ 全ての機器	○ 一定規模以下の機器（※1）	◎ 全ての機器	○ 一定規模以下の機器（※1）
				※1「一定規模とは」 空調機器：圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力25kW以下の機器 冷凍冷蔵機器：圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力15kW以下の機器		
受講受験料	26,180 円（テキスト代込、税込）			23,100 円（テキスト代込、税込） [資格有効のRRC 冷媒回収技術者の場合：17,820 円]		
講習・試験	1 日間の講習、講習の最後に試験を実施 （試験は、テキスト類の参照不可）			1 日間の講習、講習の最後に試験を実施 （試験は、テキスト類の参照不可）		
開始時期	平成26 年4 月			平成26 年6 月		
有効期間	5 年（5 年毎に更新あり）			5 年（5 年毎に更新あり）		

受講資格	(下記の1.、2. 両方とも必須。) 1. 業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験 (※2)を3 年以上有すること。 2. 下記の資格の一つ以上を保有していること。 i. 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械） 一種・二種・三種 ii. 冷凍空気調和機器施工技能士 一級・二級 iii. 冷凍空調技士 一種・二種 iv. 冷凍空調施設工事保安管理者 A 区分・B 区分・C 区分 v. その他上記資格者と同等以上の知見を有する者として実施細則で定められた者 (細則) A. 高圧ガス保安協会認定の冷凍装置検査員 (旧) B. 冷凍空調工事保安管理者に係る保安講習修了者 C. 高圧ガス製造保安責任者（甲種化学又は機械、乙種化学又は機械、丙種化学）かつ業務用冷凍空調機器の製造・品質管理業務に5 年以上従事した D. 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械一種・二種・三種）試験合格者 E. 冷凍空調技士（一種・二種）試験合格者	(下記の1. 又は2.) 1. 業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験 (※2)を3年以上有すること。 2. 業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験 (※2)を1年以上有し、かつ、下記の資格の1つ以上を保有していること。 i. 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者 ii. フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者 iii. 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械） 一種・二種・三種 iv. 冷凍空気調和機器施工技能士 一級・二級 v. 冷凍空調技士 一種・二種 vi. 冷凍空調施設工事保安管理者 A 区分・B 区分・C 区分 vii. 技術士（機械部門・衛生工学部門） viii. 自動車電気装置整備士 （ただし、平成20 年3 月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20 年3 月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る） ix. その他上記 (iii) から (vi) の資格者と同等以上の知見を有する者として実施細則で定められた者 （細則は、第一種の (v) と同様）
--------------------	---	--

(※2) 業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者規程（以下、「規程」という）第13条に定める「実務経験」とは、原則として、『冷凍空調設備業』を行っている企業でかつ『高圧ガス販売』事業所において、施工、保守・メンテナンス業務の経験をいう。

ただし、「実務経験」の判断がつかない場合は、規程第11条に定める講習認定委員会にて検討する。